

第 2 条例改正に対する意見及び統計報告

第2 条例改正に対する意見及び統計報告

1 職員に関する条例の改正等に対する意見の提出

地公法第5条第2項の規定に基づき、県議会議長から意見を求められた職員に関する条例の改正等について、表2-1のとおり意見を提出した。

表2-1 職員に関する条例の改正等に対する意見

条 例 案 (条 例 案 の 概 要)	提出した意見
<p>平成23年第3回定例会 議第84号 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (地方公社等へ出向した職員の退職手当に係る経過措置について、その額の計算に用いる利率を国家公務員の場合に準じて改定を行うもの)</p>	<p>異議なし。 (23.6.23人委第59号)</p>
<p>平成23年第5回定例会 議第143号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例 (23.11.1付けの人事委員会勧告に基づき、職員の給与の改定を行うもの) 議第144号 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (職員の給与の月額減額措置の減額割合を緩和するもの)</p>	<p>議第143号については、異議なし。 議第144号は、本年4月1日から実施されている職員の給与の月額の減額措置が解消され、できるだけ早期に本委員会の給与勧告に基づく本来の適正な給与水準が確保されるよう本年11月の給与勧告で言及したところであり、減額割合が若干緩和されるものの減額措置が残ることについては、誠に残念であり、当該減額措置についても、速やかに解消されるよう望むものであります。 (23.11.29人委第139号)</p>
<p>平成24年第1回定例会 議第32号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例 (へき地教育振興法の一部改正に伴い、へき地手当等に関する規定の整理を行うもの) 議第35号 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (現下の厳しい財政状況に鑑み、職員の給与の月額を減額するもの)</p>	<p>議第32号については、異議なし。 議第35号は、本県の厳しい財政状況は理解できるものの、給与の月額減額措置を継続することは誠に残念であり、職員の士気や生活に影響を及ぼすことが憂慮されることから、できるだけ早期に減額措置が解消され、本委員会の給与勧告に基づく本来の適正な給与水準が確保されるよう強く望むものであります。 (24.3.1人委第193号)</p>

2 人事行政に関する統計報告の作成

地公法第8条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり人事行政に関する統計報告を作成し、各任命権者その他に配布した。

- (1) 名称等 平成23年人事・給与統計 235ページ 19部
- (2) 調査対象 一般職に属する県職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員
- (3) 内 容
 - ア 人事に関する統計
 - (ア) 職員の構成に関する統計（職員の配置状況と年齢、性別、職務段階、学歴からみた職員構成等の静態統計）
 - (イ) 職員の異動に関する統計（職員の昇任、昇格、転任、休職、採用、退職等の動態統計）
 - イ 給与に関する統計（平均給料月額、諸手当の支給状況等に関する統計）
- (4) 調査時期 静態統計・給与統計 平成23年4月1日
動態統計 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで